

一 般 競 争 入 札 説 明 書

沖縄県が発注する万能材料試験機及びオートグラフ校正業務委託に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和 7 年 11 月 7 日（金曜日）

2 入札に付する事項

- (1) 件名 万能材料試験機及びオートグラフ校正業務委託
- (2) 作業日程 契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日までの間
- (3) 納入場所 沖縄県工業技術センター
沖縄県うるま市字州崎 12-2

3 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、一般競争入札参加申込書を申込期間内に次の場所に提出すること。（郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、申込期間内に補正しなければならない。）

入札参加資格の有無については、申込書確認の上申請人に通知することとする。

- (1) 申込場所 沖縄県工業技術センター 機械・金属班
沖縄県うるま市字州崎 12-2
- (2) 申込期間 令和 7 年 11 月 7 日（金曜日）から同年 11 月 19 日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
受付時間 午前 10 時から午後 5 時まで

4 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日 令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）午前 10 時 00 分
- (2) 入札場所 沖縄県工業技術センター
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 令和 7 年 11 月 27 日（木曜日）午後 5 時までに簡易書留郵便により提出すること。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札参加者資格 次の要件を全て満たす者

ア JCSS(計量法校正事業者登録制度)認定資格を有する者または、その代理店業務を行う者。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び第 2 項の規定により入札参加の制限を受けていない者。

(2) 入札者に求められる事項 上記要件を満たすことを証明する書類を審査に必要な書類として、令和7年11月19日（水曜日）午後5時までに3の(1)に掲げる場所に提出すること。

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札保証金の額

(1) 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み）の100分の5以上とする。

(2) 入札保証金は、一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足としないようにすること。

8 入札保証金の納付方法

沖縄県の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを入札書と同時に提出することとする。納付書の発行を希望する者は、令和7年11月19日（水曜日）午後5時までに沖縄県工業技術センター機械・金属班に入札保証金納付書発行依頼書を提出すること。

9 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和7年11月19日（水曜日）午後5時までに下記の内容を証明する書類を沖縄県工業技術センター機械・金属班に提出すること。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年間における本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種かつ同規模の契約を2回以上にわたって締結し、履行した証明書を提出する場合

10 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

11 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

12 入札保証金への利息

入札保証金に代えて納付される小切手には、利息を付けないものとする。

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした

ものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

なお、再度の入札は、2回までとする。

15 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札後に契約を締結するものとする。